

介護新聞 2008年3月10日

< 海外渡航中も受給対象 >

最高裁、生活保護で初判断

生活保護を受けている人が一時的に海外に滞在した場合、その期間の生活保護費を受給できるかどうか争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第1小法廷(横尾和子裁判長)は2月28日、「居住地が国内にあれば保護を受けられる」との初判断を示した。

判決によると、大阪市内に住む男性は、保護を受け始めて間もない2001年6月、タイ・バンコクに滞在。その期間のうち11日分の保護費約3万4,000円を差し引かれ、市側に対して減額処分の取り消しを求めている。

これを最高裁は、「被保護者が居住地を離れて国外に滞在し続け、国内に居住地も現在地もない場合は保護の停止または廃止をすべきだが、本件の場合には国内に居住地を持っていたのだから、国外に現在している要保護者が生活保護法の対象とならないと解することはできない」と判断した。

ただ、保護を受け始めて間もない時に男性が渡航費用として約7万1,000円を支出できたことについては「最低限度の生活の維持のために活用すべき金銭を保有していたことは明らか」と指摘。「不足分を補う程度を超えていたことになる」として、減額処分の取り消し請求は棄却した。